

アプローチレター

令和6年4月号 NO.40

今年は桜の開花が早いですね
せつかく暖かく動きやすい季節になったので、ピクニック
なんていかがでしょうか？

お花見だけではなく、ふらっと公園に出かけてそのまま外
でごはんを食べたらきっと気持ちがいいですよ

今回はアプローチ職員に聞いた「お弁当に入っているとテ
ンションがあがるおかず」を紹介します

- ・からあげ・とんかつ・ポテトサラダ・卵焼き（だし）
- ・うずらの卵・ナポリタン・ハンバーグ
- ・たこさんウイナー・ミートボール・にんじんしりしり

- ・サンドイッチ・鶏の照り焼き
- ・野菜を肉で巻いたもの（中身何でも可）

に、肉が多い…

中には「ごはんと肉だけでいい」という職員もいまし
た(^ω^)

日々のお弁当の参考になれば幸いです



【インデックス】

1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～ 安立 裕司
2. 特集 債権譲渡登記・動産譲渡登記（ABL）手続きについて
豊田 雅史
3. アプローチ女子会 水野 あゆみ
4. アプローチ相談室 曾雌 忠司
5. アプローチ外部講師派遣のご案内
6. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

安立 裕司
豊田 雅史
水野 あゆみ
曾雌 忠司

1. コラム 「祝！日経平均最高値！」

このコラムを書いている令和6年3月4日の日経平均が4万円を超えました。

1989年大納会に付けた3万8915円を34年振りに超え、4万円台を記録。1989年という昭和64年＝平成元年です。令和6年は平成で言えば平成36年。先進諸国で経済成長していなかった国は日本だけ。

これからの成長に期待したいのですが、皆さんはどう考えますか。

日本の人口がどんどん減っていくことは確実で、生産性も先進諸国最下位の日本が経済成長していく様には思えません。経済成長が全てではないというものの、先立つものが無ければ豊かな生活や人生を送ることは難しいとも思います。

人類の歴史を振り返ると、いろんな道具や機械が発明されてどんどん楽で便利になったり、病気も克服し、豊かになってきています。

何だかんだ言って、この方向性はずっと続くと考えて生きていく方が素直で豊かな人生に繋がるのではないのでしょうかね。

資本主義経済の下、株価が上がって、困る人は誰もいません。

1人1人が生産性を上げるための工夫をして、企業もどんどん成長していき、みんなで豊かさを享受していきたいものですね。



安立 裕司

2. 特集「債権譲渡登記・動産譲渡登記（ABL）手続きについて」

担当：豊田雅史

ABL（Asset Based Lending）は、企業の事業価値を構成する在庫、原材料、機械設備、売掛金等の流動的な資産を担保にした融資制度です。

従来、企業が金融機関から融資を受ける場合、一般的に活用されている保全策は不動産担保でした。しかし、不動産を所有していない法人は、このような方法で資金調達を行うことが出来ず事業拡大の機会を失う結果となります。

そのような背景の下に、不動産担保に過度に依存しない融資制度としてABLに注目が集まってきました。ABLは上記の通り売掛債権や在庫動産などを担保に融資を受けるため、その売掛債権や在庫動産が担保に入っていることを公示する手続きが必要となります。その手続きが債権譲渡登記、動産譲渡登記となります。

1. 債権譲渡登記とは？

債権譲渡登記とは、売掛債権などの債権の譲渡を登記によって公示し、その譲渡に第三者対抗要件を付与することを目的とする制度です。債権譲渡登記をしておくことにより、仮にその売掛債権がさらに担保に入れられてしまったとしても、優先的にその売掛債権から回収を図ることが可能となります。従来、債権譲渡を第三者に対抗するためには、第三債務者に対する確定日付のある通知・承諾が必要でした。

例えば、内容証明郵便で第三債務者に対して債権譲渡した旨を伝える行為が該当します。もっとも、確定日付のある通知・承諾は公示機能が弱く、第三者が債権譲渡を把握することが困難でした。そこで、不動産登記と同様に、債権譲渡についても登記制度を導入し、第三者が容易に債権譲渡を把握できるようになりました。

2. 動産譲渡登記とは？

動産譲渡登記とは、企業が保有する在庫商品、機械設備、家畜などの動産を活用した資金調達の円滑化を図るため、企業が行う動産の譲渡について、登記によって第三者対抗要件を備えることを目的とする制度です。

もともと、動産の譲渡は、その動産の「引渡し」がなければ、第三者に対抗することが出来ませんでした。しかし「引渡し」と言えど、指図による占有移転や占有改定など様々な対応があり、外見上明らかではない場合も多く、公示機能として不十分でした。

そこで、動産譲渡登記の制度を創設し、動産譲渡登記を行うことにより引渡しがあったものとみなすことになりました。

3. 活用事例

債権譲渡登記、動産譲渡登記の活用事例として、太陽光発電設備を設置する場合があります。太陽光発電事業を行うにあたり金融機関から融資を受ける際に、太陽光パネル等の太陽光発電設備を動産譲渡担保の対象にして、譲渡担保を原因とする動産譲渡登記と、電力会社に対する売電債権を債権譲渡担保の対象として譲渡担保を原因とする債権譲渡登記を行う事例が、近年増加しております。

4. 最後に

この登記制度は、企業の有する動産や債権などを活用した資金調達の円滑化を図ることを目的に始まったものです。したがって、譲渡人が「法人」である場合のみ登記対象になります。

これに対して譲受人の方は、自然人でも構いません。また、他の登記では記載に誤りがあるときや、足りない書類があるときには、記載を訂正したり、書類を追加して提出する等して、それを補正することができますが、債権譲渡登記、動産譲渡登記については、補正をすることが許されず、取下げしかありません。そして、管轄法務局も全国で東京法務局中野出張所でのみ登記を取り扱っておりますので、もし、銀行が「融資をした日付で登記を入れてほしい」という要望のときには、間違いは許されません。

弊社は、債権・動産を担保として資金調達される方、または融資・取り引きをおこなおうとする方に、債権譲渡登記・動産譲渡登記手続きを全面的にサポートいたします。

3. アプローチ女子会～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当：水野 あゆみ

みなさん、こんにちは！

いきなりですが、みなさんにとって4月はどんな月ですか？

入社や転勤等、生活に変化のある方も多いと思います。

わたしはもっぱら、花粉に悩まされる月です(;_;)といっても、花粉症だ！と自覚したのは、3.4年前でそれまでは全く症状がなかったのです！コップの水のように、許容量を超えると発症するそうで、私の母は60歳を過ぎてから発症(笑)

暖かくなって、外出の機会も増えるのに、花粉症になってみると本当に厄介で、どうにかならないかとよくネット検索したものです。

この時期だけトマトを食べない(花粉症を悪化させるそう)とか、飲み薬を飲む、目薬をさす、メガネをかける(特にソフトコンタクトレンズは花粉がくっつきやすいそう)等々・・・色んな対策の中で私にとって一番効果があったのが、洗濯機を縦型からドラム式に変えたことです！

結局、外出する時は対策を頑張るけれど、家にいるとつい怠ってしまうため、洗濯物を干す、よせる、たたむは無防備でした(**)なんと、このドラムちゃん(愛着いてこの呼び名)、花粉や天気を気にせず洗濯ができる以外も、洗えないものの除菌や大幅な時短が可能！！

子育て真っ只中の私にとっては、花粉より時短の方がメリットが大きく、きっかけをくれた花粉に感謝したいくらいです(笑)

これだけ、花粉に困っている話をしましたが、ぼかぼか陽気を感じ、花も虫も人も活発になる春は、心身ともに前向きな気持ちにしてくれるので、どんどん外出して春を感じたいと思います！(^^)！



4. アプローチからのお知らせ

●R6.2.17 当事務所の司法書士田中真由美が、サービス付き高齢者住宅にて行われた「老後の疑問相談会」で講師をさせていただきました！
誰にも迷惑を掛けずに最後を迎えるために、どんな準備が必要になるのか実例を交えながらお話をさせていただきました。お招きいただきましたミサワホーム株式会社様、ご参加の皆様ありがとうございました！

●R6.3.2 当事務所の司法書士田中真由美が、パナソニックショールーム名古屋にて行われた「マイホームサポートサービス住宅相談会“春の相談会 Family Festa”」で講師をさせていただきました！
巷でよく聞く家族信託について、重要ポイントを押さえながら説明をさせていただきました。
また、当事務所の司法書士山田涼太、司法書士田中真由美が個別相談会の場も設けさせていただきました。
お招きいただきましたミサワホーム株式会社様、ご参加の皆様ありがとうございました！



無料 相続・遺言 相談会実施中



0120-512-432





Q 先月、父が亡くなり遺品整理をしていたところ、手書きの遺言書（自筆証書遺言）が見つかりました。開封して、手続きを進めてもよいのでしょうか？



**A. 遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出してその「検認」を請求しなければなりません。
また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならないことになっています。**

検認とは、相続人に対し遺言書の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形式等を調査・確認し、遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。

遺言の中身についての有効、無効を判断するものではないため、家庭裁判所で検認をしなかったとしても遺言書は無効とはなりませんし、もし相続人が勝手に遺言書を開封してしまったとしても遺言書の内容は有効です。

※但し、勝手に遺言書を開封したり、家庭裁判所で検認をせずに遺言の内容に沿って手続きを進めてしまうと罰則があり、5万円以下の過料に処せられますので、ご注意ください。

尚、検認手続きの済んでいない遺言書では、不動産の名義変更手続きや預貯金等の解約手続きは出来ません。

自筆の遺言書が見つかった場合は、すみやかに家庭裁判所に検認手続き申し立て手続きをすることをお勧めいたします。



6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。
休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

7. アプローチメンバーズクラブ (AMC)のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ(AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金11,000円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無 料 特 典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。	
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,000円・税別)となります。	
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供	
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。	
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介いたします。	
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off	
割 引 特 典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の 10%OFF	
	8 財産管理表の作成	通常料金50,000円・税別～を50%OFF	
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF	
	10 相続税シュミレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シュミレーション料を10%OFF	

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいますようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方だけに配信させていただきます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ☎ soudan@approach.gr.jp

